

就労・長期滞在を目的としたビザ申請に係る提出書類について

在留資格認定証明書を取得するには、日本国内の代理人が最寄りの出入国在留管理庁の地方出入国在留管理局に申請してください。外務省及び在外公館では、在留資格認定証明書の申請を受けることはできません。

	書 類	備 考
①	有効な旅券（原本）	・ 著しい汚れや破損がないこと ・ ビザを貼り付けるページが2 ページ以上あること
②	査証申請書（原本）	・ 6 か月以内に撮影した縦 4.5cm×横 3.5cm の鮮明な規格に沿った申請者の顔写真を貼り付けたもの（背景は白、白黒・カラー可） ・ 申請人に該当しない欄には「N/A」と記入
③	在留資格認定証明書 <u>写し</u>	・ 原本は、申請人が保管すること ・ 電子交付されている場合はメールの写し ・ 在留資格認定証明書の写しは白黒・カラー可（裏面に特段記載がない場合は、表面の写しのみで可）

●●● 留意事項 ●●●

- ① 審査の過程において関係機関に確認を行う必要が生じた場合は、審査期間が 1 か月を超える場合もあります。
- ② 審査の過程において、追加書類の提出や面接を求める場合があります。